

令和4年第2回江北町議会（定例会）会議録							
招 集 年 月 日	令和4年3月4日						
招 集 場 所	江 北 町 議 場						
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	令和4年3月8日 午前9時00分 令和4年3月8日 午前10時32分				議長 西原 好文	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠	
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	石 津 圭 太	○	6	三 苫 紀 美 子	○	
	2	江 頭 義 彦	○	7	池 田 和 幸	○	
	3	金 丸 祐 樹	○	8	吉 岡 隆 幸	○	
	4	井 上 敏 文	○	9	淵 上 正 昭	○	
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○	
会議録署名議員	8 番	吉 岡 隆 幸	9 番	淵 上 正 昭	1 番	石 津 圭 太	
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	地域振興課長	本 村 健 一 郎	○	
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	基盤整備課長	武 富 元	○	
	教 育 長	吉 田 功	○	会 計 室 長	一ノ瀬 和 義	○	
	総務政策課長	山 中 博 代	○	こども教育課長	山 崎 久 年	○	
	町民生活課長	吉 原 和 彦	○	幼児教育センター所長	西 村 真 由 美	○	
	健康福祉課長	坂 元 弘 睦	○				
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	武 富 和 隆					
	書 記	百 武 久 美 子					
議 事 日 程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 議 事 日 程 表

## ▽令和4年3月8日

- 日程第1 議案第2号 江北町基盤整備促進事業に係る受益者分担金徴収条例
- 日程第2 議案第3号 江北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第4号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第5号 江北町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第6号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について
- 日程第6 議案第7号 江北駅北コンテナショップ整備工事請負変更契約の締結について
- 日程第7 議案第8号 令和3年度江北町一般会計補正予算（第14号）
- 日程第8 議案第9号 令和3年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第10号 令和3年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第11号 令和3年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第12号 令和3年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第13号 令和4年度江北町一般会計予算
- 日程第13 議案第14号 令和4年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計予算
- 日程第14 議案第15号 令和4年度江北町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第15 議案第16号 令和4年度江北町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議案第17号 令和4年度江北町下水道事業特別会計予算

---

午前9時 開議

### ○西原好文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和4年第2回江北町議会定例会会期5日目は成立しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、総括審議、委員会付託となっておりますので、逐次議案の審議に入ります。

お諮りいたします。議案第13号から議案第17号までは一般会計並びに特別会計の令和4年度当初予算に関するものであります。つきましては、江北町議会委員会条例第4条の規定に基づき予算特別委員会を設置し、審査することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第13号から議案第17号までは予算特別委員会を設置し、審査することに決しました。

しばらく休憩いたします。再開9時10分をお願いいたします。

午前9時1分 休憩

午前9時10分 再開

#### ○西原好文議長

それでは、再開いたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、お手元に配付しました名簿のとおり全議員10名を委員としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、予算特別委員会は全議員10名が委員となることに決しました。

次に、江北町議会委員会条例第6条第2項の規定より、予算特別委員会の委員長及び副委員長を選任したいと思います。一般会計の予算特別委員会委員長に井上敏文君、副委員長に坂井正隆君、特別会計の予算特別委員会委員長に井上敏文君、副委員長に坂井正隆君を推薦したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、一般会計の予算特別委員会の委員長は井上敏文君、副委員長に坂井正隆君、特別会計の予算特別委員会の委員長に井上敏文君、副委員長に坂井正隆君

が互選されました。

では、逐次議案の審議に入ります。

#### 日程第1 議案第2号

##### ○西原好文議長

日程第1．議案第2号 江北町基盤整備促進事業に係る受益者分担金徴収条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方はございませんか。7番池田君。

##### ○池田和幸議員

おはようございます。説明会でもお聞きしましたが、1つお聞きしたいのが、今回、さが園芸888推進型と小規模整備型と2つの型に対して負担割合が変わってきています。これから例えば、今回は門前、岳地区ですけれども、事業を違う地区がした場合は同じような、例えば、さが園芸888とか小規模になった場合は同じ率で区が替わってもされていくのか、それと、また別のような事業が出てきたときは、またその都度こういう条例的なものをつくられるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

##### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。本村地域振興課長。

##### ○地域振興課長（本村健一郎）

おはようございます。池田議員の御質問にお答えします。

まず、1点目の他の地区が実施した場合でも負担割合が同じなのかということですが、これは同じ事業をすれば負担割合は同じです。

2点目のその他の事業が出てきた場合ということですが、この佐賀県の基盤整備促進事業につきましては、その他多くのメニューがあります。ですので、多くのメニュー、ほかのメニューに取り組むということになれば、この条例のほうに必要な分担金の割合等を追加で規定していくことになります。

以上です。

##### ○西原好文議長

池田君。

##### ○池田和幸議員

最初の質問は分かりました。

2問目は、そしたら先ほどちょっと聞いたと思うんですけど、その都度条例を改正されるのか、新規でまた上げていかれるのか、その辺、説明をお願いします。

**○西原好文議長**

質問に対し答弁を求めます。本村地域振興課長。

**○地域振興課長（本村健一郎）**

再質問にお答えします。

個別に条例を新たに制定するのではなくて、この基盤整備促進事業に係るその他の事業メニューについては、この条例の中に項目を追加していく、改正していくという形で対応していきたいと考えております。

以上です。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

先ほど担当課長が答弁しましたとおり、現在、県のほうでも888運動ということで、いろんな施策を実施して取り組んでいただいております。もしかすると町民の皆さんの中には、なしあそこだけというふうな感情があらわれるかもしれないなということを少し危惧といいましょうか、するわけであります。ともすると我々役所というのは、特定の区から要望があって、それに初めて呼応してやるということがこれまでありがちだったですけども、もちろん世の中というのは厳しいもんですから、知ったもんが得するというのはあるかもしれませんが、ただ、我々役所の務めとしてはやっぱりそれではいけないというふうに思っております、せっかくそうやって県のほうもいろいろ事業をされているわけですから、そうしたメニューなんかもしっかり担当職員が熟知をして、ああ、こういうメニューがあるんだったら、こういう区にはどうだろうかというふうな区発ではなくて、やはり役所発でそうした事業をある意味提案していくということこそがこれからの我々の役所に求められていることであり、言ってみれば受け身ではなくて、こちらから積極的にまさに農政を進めるということなんだろうというふうに思います。これまでどちらかという、そういう申請があれば県や国に上げる事務作業みたいなこととか、要望があったらそれを県に届けるみたいなことだけが我々の仕事のように思われていたところがあるかもしれませんが、もちろんそれも仕事ですけどね。それだけではなくて、やはり我々江北町が存在感を出すためには、ああ、

これのあんないばあそこがよなかろうかというようなことが、そういう発想というか、ひらめきというか、そういうものが必要だというふうに思います。

ですから、先ほど答弁しましたとおり、今後も我こそはというか、我が区こそはというふうな区があれば、ぜひ手も挙げていただきたいと申しますし、今回、条例も制定しましたから、そのメニューに限らず、これを機会にしっかり担当課のほうでそうしたものを熟知するようにさせたいと申します。

以上でございます。

**○西原好文議長**

よろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方ございませんか。9番 淵上君。

**○淵上正昭議員**

おはようございます。この受益者負担の割合なんですけれども、これは基本的には町事業主体でやるということになっております。それで、昨年12月議会でも問題提起をさせていただきましたけれども、この受益者というのが以前の受益者ということから大分変わってきているんだろうと思います。ですから、益を受ける人がそれなりの負担をするというのは当然だという考え方でしょうけれども、果たして、こういうふうに小規模整備型の受益者負担が30%、本当にどうなのかなというふうに思います。

今後、総合排水計画の中にもため池等々のお願いをしていくということにも当然なるんだろうと思います。そういうふうな全体から考えたときに、3割も負担させるというのが果たしてどうなのかなというふうに思っているわけです。だから、その基準を教えてください。どういったことでその3割というのが出てきたのか、その答弁をお願いしたいと思います。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。本村地域振興課長。

**○地域振興課長（本村健一郎）**

淵上議員の御質問にお答えいたします。

この受益者分担金の割合につきましては、県の補助事業要綱のほうに定められております。そこに基つきまして私たちも徴収するように規定をしているところです。

以上です。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

それは基本的に30%取りなさいというふうには決まっているということですね。はい、分かりました。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第2号は常任委員会に付託することに決しました。

#### 日程第2 議案第3号

○西原好文議長

日程第2. 議案第3号 江北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第3号は常任委員会に付託することに決しました。

#### 日程第3 議案第4号

○西原好文議長

日程第3. 議案第4号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたし

ます。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第4号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第4 議案第5号**

**○西原好文議長**

日程第4. 議案第5号 江北町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。9番 淵上君。

**○淵上正昭議員**

昨日、一般質問のほうでなかなか私の聞き方がまずかったのか、大分、基盤整備課長には迷惑をかけたと思います。

その中で、昨日、一般質問の中に、検討をするというふうなことが答弁の中にありましたので、もし検討をされているのであれば、その報告をお願いしたいと思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

**○基盤整備課長(武富 元)**

皆さんおはようございます。昨日の一般質問の中で、検討といいますか、条例の改正後に、まず、管理不全な状態の空き家の取扱いと不良度等判定委員会と空家等対策協議会の役割について整理しておりますので、説明をさせていただきます。

まず、管理不全な状態の空き家の取扱いについてでありますけれども、今回の条例改正により管理不全な状態の空き家という定義がなくなります。空家法の特定空家等という表現になりますので、その取扱いを次のように整理いたします。

これまで不良度等判定委員会に用いてきた判断基準と国のガイドラインに定められている

特定空家等の判断基準に若干の相違があることから、国の基準に沿って再度判定を行い、空家等対策協議会に諮った後に、正式に特定空家等に位置づけたいと考えております。

これまで条例による助言、指導、勧告が行われた解体、改善等がなされていない11件、これが管理不全な状態でありましたので、これが対象ということになります。

それと、江北町空き家等不良度等判定委員会の役割についてであります。不良度等判定委員会は副町長以下、基盤整備課、総務政策課、町民生活課、健康福祉課の各課長4名で組織しており、事務局を基盤整備課の管理係で行ってまいりました。役割としては、条例に基づく立入調査の実施、管理不全な状態の確認、勧告、命令、代執行の決定、解体の補助の対象となるかならないかなどを決定するための組織でしたが、整理後は、空き家等についての苦情や相談があった場合に、まず、空家法に基づき職員による立会調査を行います。それと、職員が国のガイドラインに沿って判定を行い、特定空家等となると見込まれると判断した場合は、不良度等判定委員会に空き家等の状況を報告し、関係各課と連携を行い、法第12条に基づく所有者、管理者等へ情報提供や助言を行うこととします。

3番目に、空家等対策協議会の役割についてですが、法第12条による情報提供、助言では改善がなされない場合、また、情報提供、助言により解体の意向がある場合に、空家等対策協議会に特定空家等の認定を諮り、法第14条に基づく助言、指導、勧告、命令などの対策を進めていきます。また、江北町空き家等対策計画の見直しを行う際の諮問機関としての役割も担うこととなります。

以上、報告いたします。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

#### ○西原好文議長

課長、よければ文書的なものをさい、例えば、産建の委員会のほうで審議されるので、どうでしょうか、総務委員たちにも文書として提出してもらうことは、町長よろしいですか。今聞いただけではなかなか理解しにくいところもあったので、文書としてぜひ提出してもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

ほかに質疑の方ございませんか。7番池田君。

#### ○池田和幸議員

ちょうど私も今、課長が言ったことを国土交通省のホームページから拾いまして、今日聞きたいと思います。

今言われた12条に関して、適切な管理が今度、特定空家、2条の2項にずっと出ていくわ

けですね。その中で、今回、必要な措置を取らない場合に関していろいろな罰金じゃないですけれども、少し科すことができるということで事業説明のときにたしか言われたんじゃないかなと思うんですけど、それがあって今度、助言とか指導、勧告、命令、警告という形でされた場合に固定資産等の住宅用地の特例除外とか、それとか50万円以下かかると、こういう場合が出てきたときに、今まで解体ができなかった理由の中に、こういうこともプラスしてできるようになると、行政としては今度もっと負担が出てくるんじゃないかなと危惧をしていますけど、その辺はどう考えられていますか。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。武富基盤整備課長。

**○基盤整備課長（武富 元）**

池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回、法のほうを上位に持ってきて条例を改正するわけですけれども、言われましたとおり、例えば、命令に従わなかった場合は50万円、あと、立入調査に従わなかった場合は20万円以下というふうな、新たに法令に基づき罰金、科料といいますか——が科せられます。

行政につきましては、その分、負担が増えると思うんですけども、昨日も説明しましたように、協議会の設立とかそういったのもありまして、町長が言いましたように、空き家のプロジェクトチームといいますか、そういったのも模索しておりますので、その中で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

そうしていかないと、やっぱりできないかなと思います。前回、白石町さんですかね、行政代執行された件がありましたけれども、あれもなかなかあそこまでいくのに大変だったと聞いております。それで、今回も代執行に要する費用——費用なんかも結局は徴収するようになるわけですね。そういうこともやはり、法律が厳しくなれば厳しくなるほど行政サイドの重荷というかな、その辺が大変かなと思いましたので、今質問しましたけれども、その辺、町長どうですかね。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

職員の負担のことまでお気遣いいただきありがとうございます。これはやはりなすべきものだというふうに思いますし、もっと言うなら、もともとなすべきものだったんですよね。これがなかなか今まで思うようにできていなかったということは我々やはり反省すべきだというふうに思いますけれども、今回、一般質問の中でも申し上げましたとおり、少なくとも法制的には今回整合をきちんと取らせていただきましたし、また、担当課のほうも燃えておるものですから、本格的にこれから空き家対策をやっていくために必要な地ならしというふうに御理解をいただければいいというふうに思いますし、本気で取り組めば負担がないはずがないというふうに思います。ただ、それで我々、生活の糧も得ておるわけでありまして、それこそが今町民から望まれている対策だというふうに思うものですから、もちろんここについてはしっかりやりたいというふうに思います。

昨日も一般質問の中で組織の話とか、先ほども職員の、言い換えれば体制ということなんだろうと思いますけれども、ここは状況を見ながら必要な見直しはしていきたいというふうに思います。

私、就任当初といいましょうか、やはり当時からももちろん空き家対策というのは江北町の課題でありましたので、空き家対策に対する考え方についてもいろんな場面でお話をする機会がありました。もちろんこれまでも危険状況というような観点で、それ以前も取組はされておりましたけれども、私が見ますと、どちらかというとき空き家の活用というかな、そこに相当の力を注いでおられたように見えます。逆に言えば、それだけ注ぐ力があつたのであれば、今こそその力を危険除去のほうにまず向けるべきだというふうに思っております。比重でいけば、利活用と危険除去でいけば、危険除去のほうの方が勝るというふうに思っております。

以上でございます。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第

36条第1項の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第5号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第5 議案第6号**

**○西原好文議長**

日程第5. 議案第6号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○西原好文議長**

起立全員であります。よって、議案第6号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更については、原案どおり可決することに決しました。

**日程第6 議案第7号**

**○西原好文議長**

日程第6. 議案第7号 江北駅北コンテナショップ整備工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。7番池田君。

**○池田和幸議員**

まず、説明書の参考資料の6ページから質問をしたいと思います。

この中で、変更理由の最初に1番、地盤改良時に構造物が埋設されていたと。この地盤改良をする必要が最初あったのかなというのをまず1点聞きたいと思います。

それから、当然、最初JRとの協議ということで3つ書いてあります。JRとの契約のときに埋設の構造物の話はなかったのか、これが2つ目。

もう一つが、2の高圧線、この高圧線も契約時にそういう危険性があるかどうかの話合いも議題に上がらなかったのか、3つお願いしたいと思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。本村地域振興課長。

**○地域振興課長（本村健一郎）**

池田議員の御質問にお答えします。

まず、1点目の地盤改良の必要があったのかということにつきましては、当該用地が南から北に向けて大きく傾斜がついていました。フラットな状態じゃないということで、ここはフラットの状態にする必要がありましたので、そこは当然、地盤の改良が必要だったということでもあります。

2点目のJRとの協議の中で埋設構造物の話がなかったかということですが、これまで駐車場として使われていたということで、書類等を確認しましても協議の中でも昔の建物の基礎等が残っているということはその時点では分かりませんでした。

それと、3点目の高圧線の協議ですが、JRとの建設協議は8月から始めております。その中で、やはり高圧線に関しては十分に注意をする必要があるということで協議はしてきたものの、現地に入って工事に着手したときに用地が非常に狭小であるということで、建物の設置予定の場所、またはその資材置場等に関したときにクレーンの取り回しの可動域も少ないということで、非常に窮屈であったということと、そういうスペースが少ないために資材も少しずつしか搬入できないということもあって、現場に入ってからここは1つ分かった事実であります。

以上です。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

今の課長の話は分かりました。ただ、契約時に私は現場とか見には行きましたけれども、そういうことまでは分からないわけですね。そこら辺は契約時に多少なりともそういうのが分からなかったのかと疑問に思いました。

そしたらもう一つだけ、最後に書いてありますけれども、新型コロナの影響によりということで、材料費なんかも一応、今度差額で280万円ですかね、こういう機材の値段というか、そういうのも関連しているのか、その辺をお願いしたいと思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。本村地域振興課長。

**○地域振興課長（本村健一郎）**

再質問にお答えします。

増額の内訳の中に資材高騰の影響があるかということでよろしいですかね。（発言する者あり）

今回の増額の内訳としては、資材高騰の分は影響はあっておりません。

以上です。

**○西原好文議長**

よろしいですか。（「はい、よかです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方ございませんか。4番井上君。

**○井上敏文議員**

これは工事契約ということで産業厚生常任委員会に付託になる案件とは思いますが、私、産業厚生常任委員会に所属しております。ただ、情報を共有するために、ここであえて質問させていただきたいと思います。

先ほど地域振興課長の答弁の中に、質問に対してですが、(4)の変更理由として、地盤改良というのは何かという質問がありましたね。これは整地をする際にこの構造物が発見されたということを聞きました。私は地盤改良と書いてあったものですから、通常、地盤改良というのは、その基礎の下の地盤を固めるためにセメントあたりを投入しながら固めて、その上、建物の基礎をするといったことの地盤改良をされたのかなというふうに思いましたが、先ほどの答弁は整地をして高低差があったため、均平したときにこの構造物が発見されたということであります。この文言の使い方がこの地盤改良でよかったのか、地盤改良というのは実際されたのかどうか、地盤改良じゃなくて均平工事ですよ、整地工事ですよというふうなことなのかどうか、その辺の確認でございます。

それと全体的でありますけど、このコンテナショップ、議員例会でもずっと今まで説明を受けてきました。最初はJRのコンテナで再利用してやるということでもありますけど、経済

比較してそれが困難であったということで、プレハブに切り替えましたといったことでありました。そのときに私はプレハブであるから軽量の建物と。建物は軽いから簡易建物じゃないかなと思ったわけですけど、工事が始まって現地を見れば、しっかりとした基礎、地中ばりというんですけどね、はりをつけてしっかりした基礎でありました。これはどんな建物なのかと見ておったところ、上屋ができたときに鉄骨でありました。コンテナハウスというよりは建物ですね、もう構造物、半永久じゃないですけど、長期間にわたる構造物。その辺が私は、簡易建物で造作あたりも容易にできるからその店舗の状況に応じてできるのかなと思っておりました。鉄骨造となればそう簡単にはできないんじゃないかなというふうな気持ちで、その辺は私たちが説明を受けた分とちょっと違うんじゃないかなと、いつそういうふうに変ったのかなという気がいたしました。

いずれにしろ、変わった経緯ですね、ほかの議員もそう思われていると思いますので、その辺の経緯の説明をお願いしたいと思います。

#### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。本村地域振興課長。

#### ○地域振興課長（本村健一郎）

井上議員の御質問にお答えします。

まず、地盤改良の件ですけれども、セメントもして、おっしゃられるように、本来の地盤改良というのもちろんとしていくということでした。私が認識不足でした。申し訳ありません。

それと、2点目のコンテナ、建築物に変わった経緯ということですが、まず、昨年の夏に出店者会議のほうを開催しております。また、その中で既存のコンテナであると横幅、内壁の幅が2.5メートルと。そこに壁等を取り付けるわけですが、さらに狭くなるということで、使い勝手が悪いという意見が出ました。8月下旬から実際に各出店者との協議を始めております。その中でも、やはり2.5メートルから内壁等をつけるとさらに狭まるということで、そこは何とかしてほしいという意見が出ておりました。

そういった中で、やはりより使い勝手がいい、長く営業してもらえるようにということで、自由設計でできないかということで考えておりました。さらに、既存のコンテナを使う形と、そういったコンテナを造りつける形で比較をした場合に、費用が350万円ほど安かったということもあります。さらに、屋根に傾斜等をつけることによって、雨水による屋根の腐食防

止等もできるということで、比較の結果、その他多くのメリットがあるということが分かりましたので、既存のコンテナではなく、コンテナを一から造りつけるという形に変更しております。

説明につきましては、10月21日の臨時会の折にコンテナハウスの大きさとかイメージパースのほうをお示しして説明しているところであります。

以上です。

**○西原好文議長**

井上君。

**○井上敏文議員**

イメージ図あたりは見せていただきました。ただ、私が疑問に思ったのは、簡易建物と聞いておったときに構造を木造と思ったんですよね。コンテナであれば、その型にはめるため、自由な造作ができないということからプレハブに変えていきますと。そのプレハブに変えて自由設計ができるように、プレハブじゃなければ木造かなと。木造のほうが鉄骨よりも自由は利くんですよね。だから、平家建てであるわけですね。木造であれば、あれほどの基礎はしなくていいと思うんですよね。なぜここを鉄骨造に変えられたのかというのが理解に苦しみます。これは平家建てですもんね。今さっき屋根の勾配等ということも言われましたけど、木造のほうが十分融通が利くんですよね。だから、なぜ鉄骨に変えられたのかというのが疑問であります。町民の方からも、えらい頑丈にできよんねという話も聞きました。その疑問点が拭い切れないんですけど、その点について見解をお願いいたします。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。本村地域振興課長。

**○地域振興課長（本村健一郎）**

再質問にお答えします。

コンテナショップのイメージがどうしても鉄でできたコンテナというところで、やはりイメージを木造にしてしまうと全く別のものになってしまうので、コンテナショップのイメージを壊さないように鉄骨で造ったということでもあります。

以上です。

**○西原好文議長**

井上君。

**○井上敏文議員**

苦しい答弁のような気もいたします。まだほかにこのコンテナショップについていろんなことを聞きたいですが、産業厚生常任委員会に付託になりますので、そこで詳細については聞いていきたいと思ひます。

大きな枠として、なぜ鉄骨、あれほどの頑丈——頑丈ですよ。基礎から見て頑丈であるわけですけど、なぜそのような形の構造物を計画されたかなという疑問は拭い切れません。私は今の答弁、大変苦しいなと思ひますので、これ以上言いませんけど、産業厚生常任委員会で話をしていきたいと思ひます。

**○西原好文議長**

ほかに質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により、常任委員会に付託したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第7号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第7 議案第8号**

**○西原好文議長**

日程第7. 議案第8号 令和3年度江北町一般会計補正予算(第14号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。9番 淵上君。

**○淵上正昭議員**

まず1点ですけど、事業説明書1ページの営農再開の部分、被害対策事業です。ここに水稲と大豆、これは3年8月豪雨の被害内訳が書いてありますけれども、減反そのものは大体三十数%で毎年推移をしています。減反をしています。それは地区によっては違うかも分かりませんが、ずっと同じ場所ではないんですね。3年に一遍ずつ回していくんです。そうした場合に来年度の種を補助するということの事業なんですね。私は質問もいたしました。じゃ、令和3年に被害を受けたところ、例えば、自分の田んぼがたまたま1町当たり大豆を

作っていたと。しかし、令和4年はそこが水稲になって、あと違うところの3反か幾らかの減反をしなくちゃならない、大豆を作ると。私は去年の豪雨で被害を受けたそこに何かしらの町のあれがないんでしょうかということで、昨年12月議会のときに言いました。そういったことは考えていないということが出てきていますけれども、そういうことなんですか、御答弁をお願いします。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。本村地域振興課長。

**○地域振興課長（本村健一郎）**

淵上議員の御質問にお答えします。

去年の豪雨で被害に遭った農地が今回対象になっておりますけれども、補助率が県のほうが2分の1というところで、一応、町の義務負担はありません。町としてそれに全体の1割を支援するというところで、去年の大豆、水稲への被害の支援ということで考えております。

以上です。

**○西原好文議長**

淵上君。

**○淵上正昭議員**

理解ができていないみたいな感じがします。というのが、減反をするところは場所が違うんです。令和3年度に作った大豆の場所と令和4年度に減反になる場所が違うんです。例えば、分かりやすく言えば、去年はほとんど大豆を作らなきゃいけなかったと。しかし、今年は全て水稲を作っている。それは水稲のほうにも書いてありますよ。そういうことで調整をしているんだろうと思いますけど、私が昨年12月に質問したのは、今困っている、被害を受けられた方に何かしらのあれがないかということをお願いしました。極端な言い方をすると、これで再開するための種を町が一部負担しますよと、それでももう終わりということなんですね。そういう理解でよろしいですね。

**○西原好文議長**

暫時休憩いたします。

午前9時53分 休憩

午前9時55分 再開

**○西原好文議長**

再開いたします。

先ほどの淵上議員の質問に対し答弁を求めます。本村地域振興課長。

**○地域振興課長（本村健一郎）**

淵上議員の再質問にお答えします。

次年度、3年度は大豆を作っていたところでも4年度はローテーションで水稲になるということで、ただ、この県の制度自体が次期作に対する支援ということになっております。ですので、令和3年度で大豆に被害を受けられた場合でも令和4年度は水稲になろうかと思えますので、水稲の種子に対して補助をするという制度になっておりますので、そこはすみません、大豆に対してということでは制度上ないというものであります。

それと、町独自で支援金等は検討しております。その中で、共済金への影響というのが一つ関係機関に確認する中でありました。ですので、逆に補助金、支援金等をすることによって共済金等が目減りすることも考えられるということでしたので、そこもちょっと難しいということで、あとは元気復活応援金という形で農業者の支援をさせていただいているところです。

以上です。

**○西原好文議長**

淵上君。

**○淵上正昭議員**

これも産業厚生常任委員会のほうに付託になるんだろうと思いますので、そのところでいろいろ聞きたいこともありますので、します。分かりました。

以上で終わります。

**○西原好文議長**

ほかに質疑の方ございませんか。7番池田君。

**○池田和幸議員**

説明書の2ページ、民生費の中の民間保育に対するの委託事業に関してですけれども、説明会の折にいろいろ説明は聞きましたけれども、その中で、これはあくまでも私立保育園等に対するの補助ということだと思います。何を聞きたいかといいますと、公立のうちの保育園、幼稚園に対してはどうかかなど。なぜこれを聞くかといいますと、幼児教育センターは今、職員さんはほとんどが民間委託になっていますよね、そういうこともあるので、その

辺はどういうふうを考えられているのか聞きたいと思います。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。山崎こども教育課長。

**○こども教育課長（山崎久年）**

池田議員の質問にお答えいたします。

幼児教育センターにつきましては、正規職員、会計年度任用職員、保健職員等がございます。今回、民間保育所の保育士等に関しては処遇改善を行うということを決めておりますが、幼児教育センターの正規職員については一般行政職の給与表を適用しておりますので、今回、処遇改善等を行わないというふうに決めております。

以上です。（「最後よく聞こえませんでしたけど」と呼ぶ者あり）すみません。今回、正規職員のほうは一般行政職の給与表は自分たちと同じく給与表を適用しております。会計年度任用職員につきましては、周辺の市町村と比較検討をしたところ、うちの会計年度任用職員の初任給の給与表が高いということが判明しましたので、今回は見送るということに決定をしております。

以上です。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

分かりました。給与のことでの裁量がされているということですよ。そしたら、ほかの地区はどうかなと疑問に思ったんですけれども、やはりその金額の差で公共施設であるところの自治体も出しているところもあるのですかね。その辺は今回答が分からなければ後でもいいですけれども、今ちょっとその辺は疑問に思っています。回答は分かりました。

**○西原好文議長**

ほかに質疑の方ございませんか。9番 淵上君。

**○淵上正昭議員**

関連ということではないんですけど、今、コロナで保育園であったりとか、幼稚園であったりとか、あるいは学校であったりとか、そういうことで非常に職員の皆さん方も大変な御苦労をされているというふうに思います。

それで、私ごとでありますけれども、私の家も家族が9人です。ただ、おふくろが

ショートステイでいなかったもんですから事なきを得て、8名でありました。保育園に行っている子供のクラスで陽性が出ましたよということで、あしたから来ないでくださいということでありました。4人おりますけど、3人が同じ保育園でありましたので、自宅待機をして、そして、子供のほうからずっと陽性が出まして感染しまして、結局、私まで含めて8人が感染をしたというところです。

1つお聞きしたいと思いますが、うちの場合はたまたま3名が同じ保育園に行っていたということであります。もしこれが学校であったりとか、あるいはほかの保育園であったりとかあったときに、当然、情報はどこも提供してというか、町に行っているかどうか分かりませんが、どこの子供がコロナで陽性、あるいは濃厚接触だ、その兄弟がここにきていますというふうな情報提供はもちろんあっているんだろうと思います。

ただ、その中で自宅待機を統一していないと言ったら語弊がありますが、いろいろ事情があるんだろうと思います。どこの園は3日間なら3日間とか、あるいはどこの園は2日間であったりとか、あるいはどこの園は何日だとか、そういうことがあっているというふうに、教育委員会のほうから流されている情報を見ればそういうことなんだろうと私は思います。

何を言いたいかという、そういうことではなくて、責任者等々と話して、ある程度一定の待機の日数であったりとか、そういうふうなことができないのかなと思ってお聞きをしたところです。答弁をよろしくお願いします。

#### ○西原好文議長

答弁を求めます。西村幼児教育センター所長。

#### ○幼児教育センター所長（西村真由美）

渚上議員の質問にお答えいたします。

今、各園の違いというのは、発生状況の違いがあると思います。いつ発症したのが分かったかで園に分かったときの違い、そこら辺で違いが出てきていますけれども、基本的な待機期間というのは決まっていますので、そこに合わせてやっているはずですが、今違ってきているのは、お答えしたように、発生した時期の違いと、土日を含んだ違い、そういうところが関係しているのではないかなと思います。

基本的には教育委員会のほうでラインを決められていますので、それに合わせて休園等々を考えていると思います。（「課長言わんね」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

補足説明ですかね。山崎こども教育課長。

○こども教育課長（山崎久年）

それでは、御質問にお答えいたします。

先ほど西村所長のほうからお話がありました。基本的に、陽性者が出たということであれば、陽性者の発症から2日前の行動履歴を確認し、あるいは最終登園、最終登校日がいつだったのかというのを確認しながら濃厚接触者を当たるというところで、そこからケース・バイ・ケースといたしますか、何日間学級閉鎖をするとかというふうなことを決めてまいります。幼稚園、保育園につきましては、当然、マスクの着用率が少ないもんですから、その分長めに取ったりとかというふうなこともございます。

以上です。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

渕上議員の御質問は、今、こども教育課長が答弁をした、そのケース・バイ・ケースというのを一定の基準をもってできないのかという御質問だったんじゃないかなと思いましたが、幼児教育センターの取扱いを答弁するのではないけどなと思ったもんですから、こども教育課長が答弁をせんばいかんとやなかかなと思ったんですけど、それでもケース・バイ・ケースというところをお答えせんばいかんのだろうというふうに思います。

今いただいた渕上議員の御疑問は、私も全く同じことを思ったんですよ。最初はどちらかという、保育園よりも学校で学級閉鎖が行われておりました。そのときも1日やったりとか2日やったりとかばらばらなもんですから、そこは何かやっぱり基準を持ってしないと保護者の方たちにも分かりにくいし、実際あと1日延ばしておけば防げたのにというふうなこともあったりするだろうということで、そこはやはり基準がなからんばいかんとじゃなからうかということで教育委員会にも尋ねました。そのときは、そこは校長の判断でケース・バイ・ケースでということだったんですけど、よくよく見ると、校長が判断をした後に今度は教育委員会に協議して承認を受けるというふうなことになっていたもんですから、今度そうなる教育委員会も何らかの基準がないと承認しようがなからうばってんと思っていたんですよ。

今度、保育園も小学校、中学校だけじゃなくて、また園によってそれぞれ違うもんだから、なお同じような疑問を私も強くしたところであります。ただ、結果的にはケース・バイ・ケースだと今は思っています。

というのが、先ほど陽性者が誰なのか、これがまた保育士なのか園児なのかによっても影響の度合いが違ってきます。というのが、保育士についても純粹にある個別の担当クラスだけを担任しているわけではなくて、朝早いときは早朝保育ということで、実はいろんな世代をまたがって接触しているというケースがあったりとか、また、この園児についても居残り保育で、実はほかの年代と一緒におんさったですもんねということとか、そういう組合せがあるもんですから、その中で、言ってみればケース・バイ・ケースで判断しているということなんだなというふうには理解をしました。

ただ、基本的には、症状が出てから発症の2日前までにどういう行動を取っていたのかというようなことを前提とします。そういう基準はもちろんあります。それと、陽性になった場合の自宅療養期間が何日というのはありますけれども、ぎりぎりそこだけでやっているわけじゃなくて、やはりそれ以上の感染拡大を防がなければいけませんから、例えば、こういうことがあったんじゃないかな、1週間でいえば金曜日までというときがあったんですけど、ただ、この土曜日、1日出ることによって、土日の間に拡大する可能性があるんじゃないかなということがあって、そこはそれこそ園の判断で、要は金曜だけじゃなくて土曜まで休園にすることで、土日の間にもし感染が広がっていれば確認ができるだろうというようなところの判断というかな、ケース・バイ・ケースというのは実際あっているというふうに思いますし、例えば、感染可能な期間は2日前と大体なっとるばってん1日前でしゅうかのうとか、例えば、1週間となっとるばってん3日でよかくさいとはしていないと。ですから、当然そういう感染そのものに対する基準というのを含んで、今度は拡大防止という観点、それと、実際陽性者がどなたなのかとかいうことも含めて、最終的には個々のケースで判断をされているのが実態だというふうに自分は今認識をしております。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

渕上君。

#### ○渕上正昭議員

ケース・バイ・ケースというのはそうなんだろうと思います。

ただ、私が素朴に疑問に思ったのが、たまたま3名同じ保育園にいて、そして、実は濃厚接触者扱いになって、来ないでくださいねと。そして、あとの2人も同じ園でありましたから、3名とも来ないでくださいということでした。誰が一番初めに発症したかというところ、その濃厚接触者と言われた者ではなくて、違う子が発症したんですね。結果的にその3名が発症するまでに1週間ぐらいかかったんですかね、その3名はかかりました。

冒頭に戻しますと、その子たちが仮に2つの園におったとしたら、一緒に家には帰ってくるものですから、もしどこどこ園はちょっと四、五日来んでくださいねとかというふうな基準があるとすれば、そこでまた皆さんに感染をするのではないかなというふうに思いましたから、そこら辺をある程度は決められておったほうがいいかなと。だから、子供が感染とか職員さんが感染と、それはいろいろあるんだろうと思いますけど、そういうふうに思ったものですからね、その辺はどがんっておろうかなということで質問させていただきました。

いろいろケース・バイ・ケースでやっているということでございますので、とにかく今、子供が多く発生しておりますから、ぴりぴりされているんだろうと思います。大変だろうと思いますけど、今回、自分のところでなったものですから、そういう感じをいたしましたから紹介させていただきました。

#### ○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

やはりこの感染拡大を防ぎたいという、防がなければいけないという使命感の下に関係職員は対応させていただいております一方で、今度はやはり休園とか学級閉鎖をしたときの、特にお勤めの御家族への影響というのも一方では大変申し訳ないなという気持ちの中で、ただ、それがやっぱり逆転してはいけないんだということは思います。

やっぱりそうやって迷惑かかいよっけんが、ちょっとあと1日あいばってんが、早うまた開けてしまえなんていうことをすると元も子もないものですから、優先順位としては感染拡大防止のためにやっているものですから、それを前提とした上で、当然、そうした御迷惑をかけている保護者の方にも思いをはせておかんばいかんし、今回、自宅療養者の買物代行を始めたのもそういうことからではあります。

それで、今、県のほうからは毎日、江北町在住、例えば、10歳未満男性というようなことだけは報告が来ますし、また、既にその関係で陽性者が出ておられれば、前の何例目の関係

ですというような情報が入ってきます。当然、大人の方になると、30代男性と言われてもたくさんおられるものですからなかなか分からないんですけれども、少なくとも10歳未満とか10歳代というのは我々の小学校、中学校、それと町内の保育園等で少し具体的な方を我々として把握できる、そこがほぼ唯一の情報源なんですよね。

ですからこそ、県から毎日連絡が来れば、既に欠席をしているという情報も片手にはあるものですから、この片手に来ている欠席の情報とか陽性の情報と、県から来ている陽性の確認の情報を照らし合わせて、ああ、ここはこうだなと。先ほど渕上議員がおっしゃったように、ここは小学校に姉ちゃんがおるけん、ここは要注意せんばらんとか、そういう対応はさせていただきます。これはここやっけんこうばいということで、これを誰かで知っているということだけで、それをほくそ笑んで喜ぶということじゃなくて、やっぱりそれは教育委員会の中で情報共有をして、公立、民間関係なく情報共有をして、おたくのここのお兄さんがというふうなことはやらせていただいています。

ただ、これがなかなかやっぱりそれぞれの園でも、先ほど申し上げましたように、今度、園は園での今の感染状況であるとかということがあるものですから、その上でそれぞれで判断をしてはいただいておりますけれども、それぞれで判断というと我々は何も判断していないように聞こえるのが非常にもどかしいんですけれども、先ほど言ったように、金曜日までじゃなくて、ここは土曜日までされた方がいいんじゃないですかとか、ここは特定のクラスだけじゃなくて、ひとまず全員休園して、少し感染状況、様子を見たほうがいいんじゃないですかというふうなことはお声がけをしているというふうに聞いておりますし、先ほどお言葉をいただきましたけど、できる限りのことをいろんな調整を取りながらやらせていただいているというふうに御理解をいただければと思います。

以上でございます。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

#### ○西原好文議長

よろしいですか。ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

#### ○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第8号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第8 議案第9号

○西原好文議長

日程第8. 議案第9号 令和3年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第9号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第9 議案第10号

○西原好文議長

日程第9. 議案第10号 令和3年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第10号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第10 議案第11号

○西原好文議長

日程第10. 議案第11号 令和3年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を

議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第11号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第11 議案第12号**

**○西原好文議長**

日程第11. 議案第12号 令和3年度江北町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方はございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第12号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第12～第16 議案第13号～議案第17号**

**○西原好文議長**

日程第12. 議案第13号 令和4年度江北町一般会計予算から日程第16. 議案第17号 令和4年度江北町下水道事業特別会計予算までは、先ほど既に予算特別委員会に付託し、審議することと決しておりますので、ここでの審議は省略したいと思います。

しばらく休憩いたします。再開10時30分。

午前10時20分 休憩

午前10時30分 再開

○西原好文議長

それでは、再開いたします。

休憩中に各常任委員会及び予算特別委員会に付託する分の案が決まりましたので、局長より報告させます。武富局長。

○議会事務局長（武富和隆）

それでは、今期定例会、各常任委員会及び予算特別委員会の付託議件の案について報告いたします。

令和4年3月議会定例会委員会付託議件（案）

○総務常任委員会付託分

議案第3号 議案第8号 歳入全部、歳出のうち 款1 議会費 款2 総務費のうち  
議会事務局、総務政策課、会計室、町民生活課及びこども教育課所管

款3 民生費のうち 町民生活課及びこども教育課所管

款4 衛生費のうち 総務政策課及び町民生活課所管

款9 消防費 款10 教育費 款12 公債費

○産業厚生常任委員会付託分

議案第2号 議案第4号 議案第5号 議案第7号 議案第8号の歳出のうち 款2 総  
務費のうち 地域振興課及び基盤整備課所管

款3 民生費のうち 健康福祉課所管

款4 衛生費のうち 健康福祉課及び基盤整備課所管

款6 農林水産業費 款7 商工費 款8 土木費 款11 災害復旧費

議案第9号 議案第10号 議案第11号 議案第12号

○予算特別委員会付託分

議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号 議案第17号

以上でございます。

○西原好文議長

以上のとおり各常任委員会及び予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、以上のとおり付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時32分 散会